



# 茨城県報 号外第 76 号

平成30年6月21日

木曜日

## 目 次

条 例	ページ
●茨城県県税条例等の一部を改正する条例（税務課）	1
●茨城県旅館業法施行条例の一部を改正する条例（生活衛生課）	7
●医療法に基づき病院及び療養病床を有する診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（医療政策課）	8
●茨城県保健師，助産師，看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例（医療人材課）	8
●茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例の一部を改正する条例（医療人材課）	9
●茨城県工業技術センターの使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（技術革新課）	10
●茨城県都市計画審議会条例の一部を改正する条例（都市計画課）	10
●茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業及び流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（下水道課）	11
●茨城県県立学校設置条例の一部を改正する条例（高校教育課）	11

## 条 例

茨城県県税条例等の一部を改正する条例を公布する。

平成30年6月21日

茨城県知事 大井川 和彦

### 茨城県条例第33号

茨城県県税条例等の一部を改正する条例

(茨城県県税条例の一部改正)

第1条 茨城県県税条例（昭和25年茨城県条例第43号）の一部を次のように改正する。

目次中「第42条一」を「第41条の17一」に改める。

第2章第5節中第42条の前に次の1条を加える。

(製造たばこの区分)

第41条の17 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

- ア 紙巻たばこ
- イ 葉巻たばこ
- ウ パイプたばこ
- エ 刻みたばこ

たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

6 第 2 項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、第 4 条の規定による改正後の茨城県県税条例（以下この項において「33年新条例」という。）の規定中県たばこ税に関する部分（33年新条例第 42 条の 3 第 1 項、第 42 条の 4、第 42 条の 5、第 42 条の 7、第 42 条の 8 及び第 42 条の 11 の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる 33 年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 42 条の 3 第 2 項	前項	茨城県県税条例等の一部を改正する条例（平成 30 年茨城県条例第 号。以下この節において「平成 30 年改正条例」という。）付則第 6 条第 2 項
第 42 条の 3 第 3 項	第 1 項	平成 30 年改正条例付則第 6 条第 2 項
第 42 条の 9 第 1 項及び第 2 項	第 42 条の 7 第 1 項	平成 30 年改正条例付則第 6 条第 3 項
第 42 条の 9 の 2 第 1 項	第 42 条の 7 第 1 項	平成 30 年改正条例付則第 6 条第 3 項
	法第 74 条の 10 第 1 項から第 3 項までに規定する申告書の提出期限	平成 33 年 11 月 1 日
第 42 条の 14 第 1 項	経過する日	経過する日（当該経過する日が平成 31 年 3 月 31 日前である場合には、同日）

7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第 2 項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、茨城県県税条例第 42 条の 11 の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第 42 条の 7 第 1 項又は第 2 項の規定により知事に提出すべき申告書には、地方税法等改正法附則第 13 条第 7 項に規定する総務省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

第 7 条 付則第 1 条第 8 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

茨城県旅館業法施行条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 30 年 6 月 21 日

茨城県知事 大井川 和彦

**茨城県条例第 34 号**

茨城県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

茨城県旅館業法施行条例（昭和 36 年茨城県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「旅館業施設」を「旅館業の施設」に改める。

第 4 条中「または」を「又は」に、「かわる換気装置」を「代わる換気関係設備」に、「はかる」を「図る」に改める。

第 5 条及び第 6 条を削る。

第 7 条第 1 号中「毎日 1 回以上」を「定期的に」に、「はかる」を「図る」に改め、同条第 2 号を次のように改める。

(2) 寝具は、適切に洗濯、管理等を行うこと。

第 7 条第 3 号中「敷布, ゆかた, ふとんえり, まくらおおい」を「寝衣, 敷布, 布団カバー, 枕カバー」に, 「洗たく」を「洗濯」に改め, 同条を第 5 条とする。

第 8 条を削る。

第 9 条第 1 項中「元せん」を「元栓」に改め, 同条第 2 項中「はかる」を「図る」に, 「元せん」を「元栓」に改め, 同条を第 6 条とする。

第 10 条を第 7 条とする。

第 11 条第 1 号中「でい酔者」を「泥酔者」に改め, 同条を第 8 条とする。

第 12 条第 1 項第 1 号から第 3 号までを削り, 同項第 4 号中ウを削り, エをウとし, オをエとし, カをオとし, 同号を同項第 1 号とし, 同項第 5 号イ中「流水式の」を削り, 同号を同項第 2 号とし, 同条第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定は, 政令第 1 条第 2 項第 7 号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準及び同条第 3 項第 5 号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準について準用する。

第 12 条第 3 項を削り, 同条を第 9 条とする。

付 則

この条例は, 公布の日から施行する。

医療法に基づき病院及び療養病床を有する診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年6月21日

茨城県知事 大井川 和 彦

#### 茨城県条例第35号

医療法に基づき病院及び療養病床を有する診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

医療法に基づき病院及び療養病床を有する診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第58号）の一部を次のように改正する。

題名中「医療法」を「医療法等」に改める。

第 1 条中「及び第 5 項」を削り, 「第 2 項」の次に「並びに地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号。以下「地域包括ケア強化法」という。）附則第28条」を加える。

第 4 条を削り, 第 5 条を第 4 条とし, 第 6 条から第 8 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第 9 条中「第 7 条第 1 項第 2 号」を「第 6 条第 1 項第 2 号」に改め, 同条を第 8 条とし, 同条の次に次の 1 条を加える。

（既存の療養病床の病床数とみなす介護老人保健施設及び介護医療院の入所定員数）

第 9 条 地域包括ケア強化法附則第28条の規定により既存の療養病床の病床数とみなす介護老人保健施設及び介護医療院の入所定員数は, 療養病床を有する病院又は診療所の開設者が, 平成30年4月1日以後に当該病院又は診療所の療養病床の転換（当該療養病床の病床数を減少させるとともに, 当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設又は介護医療院の用に供することをいう。）を行った場合における当該転換に係る介護老人保健施設又は介護医療院の入所定員数とする。

付則第 2 項の前の見出し及び同項から第 4 項までを削り, 付則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

付 則

この条例は, 公布の日から施行する。

茨城県保健師, 助産師, 看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例を公布する。